

供給約款等以外の供給条件

(料金等についての特別措置)

平成 24 年 11 月 29 日実施

北海道電力株式会社

20121129 資 第 2 号

認 可

平 成 24 年 11 月 29 日

料金その他の供給条件の内容

平成 24 年 11 月 27 日に、暴風雪の影響により当社供給区域内のお客さまに多大な被害が発生し、室蘭市，登別市，伊達市，虻田郡豊浦町，有珠郡壮瞥町，白老郡白老町および虻田郡洞爺湖町に災害救助法が適用された。

このため、災害救助法適用地域および隣接する地域において、被災されたお客さまから申出があった場合には、次の供給条件を適用する。

- 1 被災されたお客さまの平成 24 年 11 月（早収期限日が 11 月 27 日以降となるものに限る。），平成 24 年 12 月および平成 25 年 1 月調定分の電気料金の早収期間ならびに支払期限を各々 1 カ月間延長する。
- 2 被災されたお客さまが被災時から引続き全く電気を使用しない場合には、そのお客さまの被災日が属する調定月の翌調定月から 6 カ月間に限り、電気料金を免除する。
- 3 被災されたお客さまが被災時から引続き全く電気を使用しないで、需給契約を廃止し、その後新たに使用申込みを行なった場合で、その申込みが平成 25 年 5 月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが次のいずれにも該当するときは、その工事費負担金を免除する。
 - (1) 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること。
 - (2) 契約負荷設備，契約電流，契約容量または契約電力が，被災時の需給契約の契約負荷設備，契約電流，契約容量または契約電力をこえないこと。

- 4 被災されたお客さまが被災後、臨時電灯または臨時電力の申込みを行なった場合で、その申込みが平成 25 年 5 月末日までに行なわれたときは、その臨時工事費を免除する。

- 5 従量電灯 C、臨時電灯 C、公衆街路灯 B、低圧電力、臨時電力、農事用電力、時間帯別電灯、ピーク抑制型時間帯別電灯、3 時間帯別電灯、低圧時間帯別電力、深夜電力 B、深夜電力 C、深夜電力 D、融雪用電力 A、融雪用電力 B、融雪用電力 C、融雪用電力 D および融雪用電力 L の適用を受けていて被災されたお客さまは、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについては、平成 25 年 5 月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。

- 6 お客さまが被災後、引込線、計量器、その付属装置、区分装置および電流制限器の取付位置の変更の申込みを行なう場合で、その申込みが平成 25 年 5 月末日までに行なわれ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

以 上